

(別紙)

○「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」(平成20年3月31日社授発第0331005号)新旧対照表

新	旧
<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ-3-1-4 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政庁への届出</p> <p>規則第254条第3項第5号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。</p> <p>① 生協法以外の法令に違反する行為を行った場合。例えば、Ⅱ-3-4に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法(平成7年法律第105号)に違反する行為を行った、又は同法第307条第1項第3号に該当する行為を行った場合。</p> <p>② 架空契約(実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。以下同じ。)及び名義借契約(組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。)が発生した場合。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>(別添) 共済事業向けの総合的な監督指針</p> <p>Ⅱ 共済事業監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-1 法令等遵守</p> <p>Ⅱ-3-1-4 不祥事件等に対する監督上の対応</p> <p>不祥事件等に対する監督上の対応については以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 行政庁への届出</p> <p>規則第254条第3項第5号に該当するものとしては、例えば次のようなものが考えられる。</p> <p>① 生協法以外の法令に違反する行為を行った場合。例えば、Ⅱ-3-4に規定する保険代理店業務を行っている組合又はその子会社において、無届募集、無登録募集など保険業法(平成7年法律第105号)に違反する行為を行った、又は同法第307条第1項第3号に該当する行為を行った場合。</p> <p>② 架空契約(実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。以下同じ。)及び名義借契約(組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。)が発生した場合。</p> <p>③ 1件当たりの金額が100万円未満の現金等の盗難が短期間に連続して発生した場合</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>